

1. 現在、3 か所に限定された宮古島市地下水保全条例の水道水源保全区域指定を変更し、「宮古島市全域（特に宮古島本島、伊良部島）に広げる

### 「賛成」

地下水が唯一の水資源である宮古島市は、宮古全域の地下水の水量、水質の保持が最重要課題である。宮古島市地下水保全条例では、白川田流域、東添道流域、福里北流域の3か所が保全対象地域に指定されているが、新たな水源可能流域に関しては今後の市の社会状況の変化を見据えた迅速な対応が必要である。

新たな水源流域については、これまでのボーリングデータや地質調査結果を基に補足調査を行い、地質層序、開発可能量等総合計画を策定する。水源流域については地下水水質を良好に維持するため、監視体制の充実を図る必要がある。

### 「その他」

宮古島市地下水保全条例では、宮古島市全域を対象に地下水保全を義務づけており、中でも特に、水道水源の3流域を「水道水源保全地域」に指定し、地下水の水質を汚染する恐れのある規制対象事業場の設置を禁止しています。

「水道水源保全地域」とは、市長が水道水源である地下水流域を、地下水審議会の意見を聴き指定した地域で、現在、白川田、東添道、福里北流域が指定されています。また、地下ダム施設の管理は国が行っており、農業の利用に限定されていることから、その地下水流域を道水源とすることは、国との慎重な協議が必要になります。

宮古島市全域が水道水源保全地域として指定されると、ゴルフ場、クリーニング業、畜産業、ホテル、商業施設、アパート、ガソリンスタンド等の生活や経済活動に必要な多くの施設が規制の対象となり、事業者や農家、市民の皆様方に大きな負担をかけることとなります。現在、水道水源保全地域の範囲を拡大するため、ニヤーツ水源のある平良流域について、水道水源保全地域に指定する取り組みを行っております。

加えて、伊良部島においても、伊良部浄水場再稼働に向けた地下水調査を行うなど、水道水源保全地域への指定について検討しているところであり、必要に応じて、柔軟に対応したいと考えています。貴研究会でもご承知のとおり、

宮古島地下水保全条例に基づき、宮古島市地下水審議会が設置され、市長の諮問に応じ地下水に関する重要事項を審議しています。水道水源保全地域の新たな指定、若しくは変更し、又は解除するときは、

審議会の意見を聴くことになっており、また、条例による変更手続きも必要となるため、宮古島市議会の審議も必要となります。以上の事から、現時点で「賛成」・「反対」・「保留」という選択は適切ではないため、

「その他」という回答にする事としました。

2. 現在の市諮問機関の「宮古島市地下水審議会」に代わり、水循環基本法に基づく総合的協働管理を行う「地下水循環協議会」を設置する。

### 「保留」

現在、宮古島市では水道水源保全3区域以外に、数多くの大型リゾートホテル等が建設されており、持続可能な地下水保全に向けて「総合計画」を策定する必要があると考え、**私の基本政策にも「地下水審議会の再構築」を掲げ**てあるところである。

水循環基本法の基本理念は地下水審議会の基本理念と合致していると考えており、地下水審議会の機能を十分に活用することで、水環境に対する多様な社会的要求に対する知見を集積し、適正循環の協働・共有を図ることが望ましいと考えている。

### 「その他」

ご承知のとおり、宮古島市地下水審議会は、宮古島市地下水保全条例第27条に基づき設置されており、「その条例によりその権限に属させた事項を調査審議するほか、**市長の諮問に応じ**地下水に関する重要事項を調査審議する」機関です。貴研究会ご提言の「地下水循環協議会」は、法に基づき「循環基本計画・実施計画」を策定し、その実施を促す役割であると考えています。

「宮古島市地下水審議会」と「地下水循環協議会」とは、法令の趣旨からして、その果たす役割は違う機能を有しており、それぞれ独自の業務を執行するものです。

なお、「循環基本計画・実施計画」

の策定にあたっては、宮古島の特性に合った地下水保全の取り組みを踏まえて、基本方針を定め、地下水に知見のあるコンサルタント等に調査・委託を行い、関係団体や学識経験者等を委員とする**協議会を立ち上げて審議し、「同基本計画・実施計画」を策定した方が良い**と考えます。

3. 健康に影響する環境化  
学物質の適正なモニタリング  
体制の構築と削減対策の実施  
を、宮古島地下水保全条例に  
明記する。

**「賛成」** 近年、水需要の増加に伴い、大量の生活排水や陸自施設からの環境科学物質を含む排水が地下水に浸透し水質への影響が懸念されるなど水資源を取り巻く環境が大きく変化している。地下水保全条例でも、モニタリング（監視）について明記されているが、さらに市と国や県及び研究機関等との連携を深め、対策強化を図る。

**「その他」** 宮古島市では、昭和 61 年に宮古島地下水保全対策協議会が設置され、地下水の調査を行うことが決められています。平成元年から硝酸性窒素濃度を中心に農業に關係する項目等最大 12 項目で宮古島 全域の地下水流域における地下水質や水量の定期的な調査がスタートし現在に至っています。また、この地下水モニタリング調査とは別に、水道水源を管理する上下水道部では、水道法に基づき水道水源において農業類 22 種類について年 2 回調査を行っている他、サトウキビ作に使用される農業に含まれるフィプロニルの調査を毎月行なう等、より詳細な水質調査も行っているところです。宮古島では、世界的にも類を見ない地下ダムが整備され、農作物の反収アップに繋がる地下水の利用を計画的に行っております。大型ホテルやマンション、陸上自衛隊の配備やその関係施設の整備もあって、地下水を取り巻く環境は大きく変化していることから、宮古島の地下水の状況をより詳細に把握し、その保全対策を強化するためにも地下水の調査地点の増加や調査項目の追加は必要であると考えております。宮古島市地下水保全条例の第 10 条では、宮古島市地下水利用基本計画を定めることになっており、同条第 2 項第 7 号では、地下水の水質及び水量の保全対策を盛り込むことになっていることから、同計画の中に明記することが妥当であると考えております。